

令和 3 年度第 1 四半期における専決処理（報告）

令和 3 年 9 月 8 日
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和 3 年度第 1 四半期における専決処理案件は合計 1 1 5 件で、その概要は以下のとおり。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（1 0 6 件）**（1）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 1 6 件（別表 1～16）**

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工施設保安規定の変更の認可（別表 1）

（2）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 4 2 件

（別表 17～58）

例：三菱原子燃料株式会社の核物質防護規定の変更の認可（別表 18）

（3）原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 1 3 件

（別表 59～71）

例：学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所の原子炉における試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の認可（別表 59）

（4）核燃料物質の使用の変更の許可関係 9 件（別表 72～80）

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可（別表 72）

（5）核燃料物質の使用者に係る合併の認可関係 1 件（別表 81）

例：富士通株式会社厚木研究所における核燃料物質の使用施設に係る合併の認可（別表 81）

（6）核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 6 件（別表 82～87）

例：ニュークリア・デベロップメント株式会社における核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可（別表 82）

（7）核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係 4 件

（別表 88～91）

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等の核物質防護規定の変更認可（別表 88）

（ 8 ） 工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可関係 2 件（別表 92～93）

例：中部電力株式会社浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可（別表 92）

（ 9 ） 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価関係 2 件（別表 94～95）

例：実用発電用原子炉及び核燃料施設等における令和 2 年度の原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価（別表 94）

（ 1 0 ） 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 1 0 件

（別表 96～105）

例：富士通株式会社厚木研究所における計量管理規定の変更の認可（別表 96）

（ 1 1 ） 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 1 件（別表 106）

例：減容処理設備の設置に係る実施計画の変更認可（別表 106）

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係（9 件）

（ 1 2 ） 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 9 件

（別表 107～115）

例：東近江市蒲生医療センターにおける放射線発生装置の使用許可申請について

（別表 107）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	加工施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター)	○令和3年3月2日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センター(鏡野町)における、加工施設の保安組織の変更等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、保安組織の変更に伴うウラン取扱施設の解体、設備の操作停止に関する恒久的な措置等のウラン廃棄物対策を着実に進めるため、廃止措置・技術開発部長等の職位が新たに定められていること等を確認。 ○令和3年5月26日に認可。	研究炉等審査部門
2		原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設)	○平成30年10月17日付け(令和2年12月2日付け及び令和3年3月19日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)(大洗町)から、HTTR原子炉施設における、新規規制基準対応のための試験研究用等原子炉施設の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、外部事象、内部火災、内部溢水、交流動力電源の喪失及び多量の放射性物質等を放出する事故に係る措置等が定められていること等を確認。 ○令和3年4月16日に認可。	研究炉等審査部門
3			試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の承認について(京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設)	○令和3年1月6日付けで、国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所(熊取町)から、臨界実験装置(KUCA)における、運転計画の変更に係る試験研究用等原子炉施設の保安規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、運転計画における確認内容として、設置許可において過渡解析に用いている核的制限値の想定に誤りがあったことから、設置承認の当該部分を削除したことに伴い、保安規定において照射試料及び挿入管の核的制限値が削除されていること及び炉心配置に係る制限が定められていること等を確認。 ○令和3年4月16日に承認。	研究炉等審査部門
4			試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所東芝臨界実験装置(NCA)施設)	○令和3年4月2日付け(令和3年4月19日付けで一部補正)で、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、東芝臨界実験装置(NCA)施設(川崎市)における、廃止措置の実施に伴う試験研究用等原子炉施設の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、東芝臨界実験装置(NCA)施設の廃止措置の実施に関連する組織、文書規定、廃止措置作業の計画の条文が適切に規定されていること等を確認。 ○令和3年4月28日に認可。	研究炉等審査部門
5			試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	○令和3年3月12日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、JRR-2原子炉施設における、放射性固体廃棄物の管理方法を定めることに伴う、原子力科学研究所原子炉施設(東海村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置計画の変更認可に従い、JRR-2原子炉施設の放射性固体廃棄物の管理方法が定められていることを確認。 ○令和3年6月25日に認可。	研究炉等審査部門

6	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○令和3年4月2日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設(敦賀市)における、屋外消火栓の点検業務に係る所管部署の変更に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更の前後において屋外消火栓の点検に係る業務の内容に変更がないこと等を確認。 ○令和3年4月21日に認可。	研究炉等審査部門
7		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和2年11月27日付け(令和3年2月5日及び令和3年4月13日付けで一部補正)で、四国電力株式会社から、伊方発電所3号炉の特定重大事故等対処施設の設置等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、特定重大事故等対処施設を用いた航空機衝突等への対応及び重大事故等への対応における当該施設の活用並びに教育・訓練の実施等について適切に定められており、審査基準を満足することを確認。 ○令和3年4月28日に認可。	実用炉審査部門
8		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○令和2年11月24日付け(令和3年3月30日及び令和3年4月20日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、福島第二原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の廃止措置の実施に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置段階のうち解体工事準備期間における保安のために必要な措置等が定められていること等から、審査基準を満足することを確認。 ○令和3年4月28日に認可。	実用炉審査部門
9		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和3年2月19日付けで、東北電力株式会社から、組織改正による組織名称の変更に伴う東通原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和3年5月18日に認可。	実用炉審査部門
10		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和3年2月19日付けで、東北電力株式会社から、組織改正による職務内容の変更等に伴う女川原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和3年5月18日に認可。	実用炉審査部門

11	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	○令和3年3月3日付けで、北陸電力株式会社から、組織改正による組織名称の変更に伴う志賀原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和3年5月18日に認可。	実用炉審査部門
12	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和3年4月1日付けで、関西電力株式会社から、組織改正による組織の統合等に伴う美浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和3年6月4日に認可。	実用炉審査部門
13	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和3年4月1日付けで、関西電力株式会社から、組織改正による組織の統合等に伴う高浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和3年6月4日に認可。	実用炉審査部門
14	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和3年4月1日付けで、関西電力株式会社から、組織改正による組織の統合等に伴う大飯発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和3年6月4日に認可。	実用炉審査部門
15	原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	再処理施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社再処理事業所) ○令和3年1月29日付け(令和3年5月11日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、新規規制基準への対応に係る再処理事業所再処理施設(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、再処理事業変更許可に基づく変更として、再処理施設で設計想定事象が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事項が定められていること等を確認。 ○令和3年5月21日に認可。	核燃料施設審査部門

16		原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物管理施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	○令和3年1月29日付け(令和3年5月11日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、新規制基準への対応に係る再処理事業所廃棄物管理施設(六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃棄物管理事業変更許可に基づく変更として、廃棄物管理施設で設計想定事象が発生した場合における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事項が定められていること等を確認。 ○令和3年5月21日に認可。	核燃料施設審査部門
17	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社)	○令和3年2月22日付けで、三菱原子燃料株式会社(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:新規制基準適合工事に伴う防護区域境界の一部変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
18		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(三菱原子燃料株式会社)	(17と同伴) ○審査の結果、当該防護区域境界の変更に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年5月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
19		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設)	○令和3年3月2日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(鏡野町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:廃止措置に伴う組織改正に係る変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
20		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設)	(19と同伴) ○審査の結果、当該組織改正に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年5月31日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

21	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	○令和3年3月19日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:JRR-3施設(区分Ⅱ)における立入制限区域の設定範囲の変更等。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
22	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	(21と同伴) ○審査の結果、当該立入制限区域の設定範囲の変更等に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月28日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和2年12月18日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:1,2号機安全対策工事に伴う燃料取替用水タンクの防護措置の変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
24	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	(23と同伴) ○審査の結果、当該防護措置の変更等に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年4月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和2年12月22日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:非常用注水配管等のピット設置工事に伴う周辺防護区域の一部変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

26	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	(25と同伴) ○審査の結果、当該防護区域の変更等に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年4月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和3年1月15日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:1号機における防護区域内(外)防護対象枢要設備の防護措置解除等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	(27と同伴) ○審査の結果、防護措置を解除する設備の選定及び維持すべき防護措置については適切であること等を確認したことから、令和3年4月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年9月14日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:中央制御室外原子炉停止装置のデジタル化に伴うEP室の設置等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
30	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	(29と同伴) ○審査の結果、当該申請は、事業所における特定核燃料物質の防護措置を維持させるものであると認められること等を確認したことから、令和3年4月15日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

31	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○令和2年12月7日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(敦賀市)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:廃止措置に伴う防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	(31と同伴) ○審査の結果、当該防護措置の変更等に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年4月28日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○令和3年1月20日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(敦賀市)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:もんじゅ駐車場の拡張等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	(33と同伴) ○審査の結果、当該駐車場の拡張等に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年5月26日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
35	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和3年2月1日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:3号機中央制御室強化扉対策工事に伴う中央制御室境界の変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

36	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)	核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	(35と同伴) ○審査の結果、当該中央制御室境界の変更等に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
37	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○令和3年2月12日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:廃止措置に伴う組織改編等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
38	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	(37と同伴) ○審査の結果、当該組織改編に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○令和2年12月8日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(敦賀市)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:防護区域内監視装置の設置計画を変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
40	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	(39と同伴) ○審査の結果、当該監視装置の設置計画の変更に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月9日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

41	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和3年3月22日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:3号機特定重大事故等対処施設設置工事における特重トンネル内配管他設置に伴う立入制限区域、周辺防護区域の区画の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
42	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	(41と同伴) ○審査の結果、当該立入制限区域及び周辺防護区域の区画の変更に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月9日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
43	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北海道電力株式会社泊発電所)	○令和3年1月8日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:赤外照明の設置等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
44	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	(43と同伴) ○審査の結果、当該照明の設置等に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月10日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
45	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(電源開発株式会社大間原子力発電所)	○令和3年2月1日付けで、電源開発株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:アルコール検知器の防護設備一覧からの削除等。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

46	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(電源開発株式会社大間原子力発電所)	(45と同伴) ○審査の結果、当該防護設備一覧の変更等に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月10日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
47	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和3年4月1日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:3,4号機原子炉安全補助施設設置工事に伴う主トレンチ部における周辺防護区域境界の設定等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
48	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	(47と同伴) ○審査の結果、当該周辺防護区域境界の設定等に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
49	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和3年4月16日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:本店原子力部の組織に係る変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
50	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	(49と同伴) ○審査の結果、当該組織改編に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

51	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和3年4月16日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:本店原子力部の組織に係る変更等。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
52	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	(51と同伴) ○審査の結果、当該組織改編に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
53	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和3年5月21日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:本店組織に係る変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
54	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	(53と同伴) ○審査の結果、当該組織改編に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
55	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和3年5月21日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:本店組織に係る変更等。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

56	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	(55と同伴) ○審査の結果、当該組織改編に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
57	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和3年5月21日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: 本店組織に係る変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
58	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	(57と同伴) ○審査の結果、当該組織改編に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
59	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による試験研究用等原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所の原子炉) ○令和2年8月26日付け(令和2年12月23日付けで一部補正)で、学校法人五島育英会から、東京都市大学原子力研究所の原子炉(川崎市)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。 ○令和3年6月11日に認可。	研究炉等審査部門
60		試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(日本原子力研究開発機構原子力科学研究所JRR-2原子炉施設)	○令和2年6月12日付け(令和2年12月24日付け及び令和3年3月12日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所JRR-2原子炉施設(東海村)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。 ○令和3年6月25日に認可。	研究炉等審査部門

61	試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(日本原子力研究開発機構原子力科学研究所JRR-4原子炉施設)	<p>○令和2年6月12日付け(令和2年12月24日付け及び令和3年3月12日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所JRR-4原子炉施設(東海村)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年6月25日に認可。</p>	研究炉等審査部門
62	試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(日本原子力研究開発機構原子力科学研究所TRACY(過渡臨界実験装置)施設)	<p>○令和2年6月12日付け(令和2年12月24日付け及び令和3年3月12日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所TRACY(過渡臨界実験装置)施設(東海村)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年6月25日に認可。</p>	研究炉等審査部門
63	試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)重水臨界実験装置)	<p>○令和2年6月12日付け(令和3年3月12日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)重水臨界実験装置(大洗町)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年6月25日に認可。</p>	研究炉等審査部門
64	試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(日本原子力研究開発機構青森研究開発センター原子力第1船原子炉)	<p>○令和2年6月18日付け(令和2年12月25日付け及び令和3年3月12日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、青森研究開発センター原子力第1船原子炉(むつ市)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年6月25日に認可。</p>	研究炉等審査部門
65	試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(東芝エネルギーシステムズ株式会社東芝教育訓練用原子炉施設(TTR-1))	<p>○令和2年9月25日付け(令和2年12月21日付けで一部補正)で、東芝エネルギーシステムズ株式会社から、研究炉管理センター東芝教育訓練用原子炉施設(川崎市)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年6月25日に認可。</p>	研究炉等審査部門

66	試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の承認について(国立大学法人東京大学の東京大学原子炉)	○令和2年9月29日付け(令和3年3月8日付け及び令和3年4月22日付けで一部補正)で、国立大学法人東京大学から、東京大学原子炉(東海村)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更承認申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置承認申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。 ○令和3年6月25日に承認。	研究炉等審査部門
67	試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(学校法人立教学院立教大学原子力研究所の立教大学研究用原子炉)	○令和2年9月29日付け(令和3年1月21日付けで一部補正)で、学校法人立教学院から、立教大学原子力研究所の立教大学研究用原子炉(横須賀市)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。 ○令和3年6月25日に認可。	研究炉等審査部門
68	試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(株式会社日立製作所王禅寺センタ日立教育訓練用原子炉)	○令和2年9月28日付け(令和2年12月25日付けで一部補正)で、株式会社日立製作所から、王禅寺センタ日立教育訓練用原子炉(川崎市)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。 ○令和3年6月30日に認可。	研究炉等審査部門
69	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設) ○令和2年5月22日付け(令和3年1月18日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉施設(敦賀市)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。 ○令和3年5月14日に認可。	研究炉等審査部門
70	原子炉等規制法第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による再処理事業者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	再処理施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設) ○令和3年2月10日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)における、廃止措置中の安全対策(事故対処の有効性評価等)に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、再処理施設において発生するおそれのある事故として選定している蒸発乾固を防止するため、崩壊熱除去機能の喪失から高放射性廃液が沸騰に至るまでの間に可搬型設備等による安全対策を実施するための手順等が示されていること等を確認。 ○令和3年4月27日に認可。	研究炉等審査部門

71		再処理施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	<p>○令和2年6月18日付け(令和2年12月24日付け及び令和3年2月10日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)における、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う廃止措置計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年6月30日に認可。</p>	研究炉等審査部門	
72	核燃料物質の使用の変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	<p>○令和2年11月20日付け(令和3年3月15日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)における、核燃料物質付着物の点検・詰替え作業に関する使用目的の追加等に係る使用変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後においても核燃料物質付着物の点検・詰替え作業に係る閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年5月7日に許可。</p>	研究炉等審査部門
73			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区))	<p>○令和2年8月7日付け(令和2年12月23日付け及び令和3年3月22日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)における、JMTRIにおける照射試験等の終了に伴う変更等に係る使用変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後においても遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年5月26日に許可。</p>	研究炉等審査部門
74			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所)	<p>○令和2年12月14日付け(令和3年3月12日付けで一部補正)で、三菱マテリアル株式会社から、エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所(那珂市)における、廃棄施設の追加等に係る使用変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年5月26日に許可。</p>	研究炉等審査部門
75			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(青森県原子力センター青森市駐在)	<p>○令和2年11月26日付け(令和3年3月16日付けで一部補正)で、青森県から、青森県原子力センター青森市駐在(青森市)における、排水方法の変更等に係る使用変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年5月31日に許可。</p>	研究炉等審査部門

76	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区))	○令和2年12月23日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)(大洗町)における、照射燃料集合体試験施設における使用設備の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年6月22日に許可。	研究炉等審査部門
77	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (日本核燃料開発株式会社)	○令和2年9月15日付け(令和3年6月18日付けで一部補正)で、日本核燃料開発株式会社から、NFDホットラボ施設(大洗町)における、東京電力株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの分析の実施に伴う使用の目的及び方法の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年6月24日に許可。	研究炉等審査部門
78	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (三菱原子燃料株式会社)	○令和2年8月27日付け(令和3年6月16日付けで一部補正)で、三菱原子燃料株式会社(東海村)から、廃棄施設の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年6月24日に許可。	研究炉等審査部門
79	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター)	○令和3年1月29日付け(令和3年6月17日付けで一部補正)で、公益財団法人核物質管理センターから、六ヶ所保障措置センター(六ヶ所村)における、グローブボックス内への密度計の設置等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年6月24日に許可。	研究炉等審査部門
80	核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について (大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館))	○令和2年12月21日付け(令和3年5月28日付けで一部補正)で、国立大学法人大阪大学から、大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中市)における、貯蔵施設及び廃棄施設の移設等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年6月24日に承認。	研究炉等審査部門

81	核燃料物質の使用に係る合併の認可関係	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による合併及び分割の認可(重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用施設に係る合併の認可について(富士通株式会社 厚木研究所)	<p>○令和3年3月29日付け(令和3年6月2日付けで一部補正)で、富士通株式会社及び株式会社富士通研究所(厚木市)から、核燃料物質の使用である株式会社富士通研究所が富士通株式会社に吸収合併されることに伴う合併認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、株式会社富士通研究所(厚木市)における核燃料物質及び貯蔵施設は、富士通株式会社厚木研究所に一体として承継すること、及び承継前と同様な保安管理体制を講じること等を確認。</p> <p>○令和3年6月16日に認可。</p>	研究炉等審査部門
82	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の許可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(ニュークリア・デベロップメント株式会社)	<p>○令和2年9月28日付け(令和3年2月10日付けで一部補正)で、ニュークリア・デベロップメント株式会社(東海村)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前検査を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年4月7日に認可。</p>	研究炉等審査部門
83			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の承認について(京都大学複合原子力科学研究所)	<p>○令和2年9月30日付け(令和3年3月3日付けで一部補正)で、国立大学法人京都大学から、京都大学複合原子力科学研究所(熊取町)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更承認申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前検査を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年4月7日に承認。</p>	研究炉等審査部門
84			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(日本核燃料開発株式会社)	<p>○令和2年9月29日付け(令和3年2月8日付けで一部補正)で、日本核燃料開発株式会社から、NFDホットラボ施設(大洗町)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子力規制における検査制度の見直しに伴い、検査の独立性を確保した上で使用前検査を実施すること、設計及び工事も含めた使用施設等全体を一体として管理するための施設管理実施計画が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年4月7日に認可。</p>	研究炉等審査部門
85			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区))	<p>○令和3年1月12日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)(大洗町)における、東京電力株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの分析の実施等に伴う核燃料物質使用変更許可の反映等に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、使用の変更の許可の内容が適切に反映されていること、燃料デブリの取扱いにおいて、加熱処理を行う際には、火災対策を講じること等を定めていること等を確認。</p> <p>○令和3年4月8日に認可。</p>	研究炉等審査部門

86		核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター)	○令和3年3月2日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センター(鏡野町)における、使用施設の保安組織の変更等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、保安組織の変更に伴うウラン取扱施設の解体、設備の操作停止に関する恒久的な措置等のウラン廃棄物対策を着実に進めるため、廃止措置・技術開発部長等の職位が新たに定められていること等を確認。 ○令和3年5月26日に認可。	研究炉等審査部門	
87		核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和3年4月26日付け(令和3年6月18日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における、JRR-3における中性子散乱実験用貯蔵箱の設置等に伴う核燃料物質使用変更許可の反映等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用の変更の許可の内容が適切に反映されていること、JRR-3管理課長の職務について、設置した中性子散乱実験用貯蔵箱を含む貯蔵施設に係る使用、運転及び保守等に係る業務を行うこと等が定められていること等を確認。 ○令和3年6月24日に認可。	研究炉等審査部門	
88	核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等)	○令和3年3月2日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:廃止措置に伴う組織改正に係る変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
89		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等)	(91と同伴) ○審査の結果、当該組織改正に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月4日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
90		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和3年3月19日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:JRR-3施設(区分Ⅱ)における立入制限区域の設定範囲の変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

91		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	(93と同伴) ○審査の結果、当該立入制限区域の設定範囲の変更等に関し、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年6月28日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
92	工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可関係	原子炉等規制法第61条の2第2項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可に関する事。	資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和2年6月5日付け(令和3年2月9日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、浜岡原子力発電所4号炉において用いた資材(低圧タービンロータ)に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請あり。 ○審査の結果、当該申請は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則に定める基準に適合していることを確認。 ○令和3年4月5日に認可。	核燃料施設審査部門
93			資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和2年6月15日付け(令和3年5月20日及び令和3年6月4日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、大飯発電所1号炉及び2号炉において用いた資材(燃料取替用水タンク)に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請あり。 ○審査の結果、当該申請は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則に定める基準に適合していることを確認。 ○令和3年6月16日に認可。	核燃料施設審査部門
94	原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価関係	原子炉等規制法第61条の2の2第7項の規定による原子力規制検査の総合的な評価に関する事。	令和2年度の原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価(実用発電用原子炉及び核燃料施設等)	○令和2年度に実施した原子力規制検査の結果に基づき、事業者(実用発電用原子炉及び核燃料施設等(政令第41条非該当施設を除く))の検査の実施や保安の措置等の安全活動について、総合的な評価を実施。 ○これらの事業者(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所を除く)は年間を通じて第1区分(検査指摘事項なし又は検査指摘事項が確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」)であり、「パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態」と評価。 ○東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所は、第3四半期が第2区分(安全重要度及び深刻度が「白、SLIII」)、第4四半期が第4区分(安全重要度及び深刻度が「赤、SLI」)であったため、「事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態」と評価。 ○令和3年5月20日に評価。	検査監督総括課
95			令和2年度の原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価(政令第41条非該当施設)	○令和2年度に実施した原子力規制検査の結果に基づき、事業者(政令第41条非該当施設に限る)の検査の実施や保安の措置等の安全活動について、総合的な評価を実施。 ○これらの事業者は、年間を通じて第1区分(検査指摘事項なし)であり、「パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態」と評価。 ○令和3年5月20日に評価。	検査監督総括課

96	国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	計量管理規定の変更の認可について(富士通株式会社厚木研究所)	○令和3年3月29日付けで、富士通株式会社から、組織改正に伴う厚木研究所(厚木市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年4月7日に認可。	保障措置室
97			計量管理規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○令和3年4月14日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、組織改正等に伴う福島第二原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年5月17日に認可。	保障措置室
98			計量管理規定の変更の認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和3年4月16日付けで、東北電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う東通原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、法令改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年6月1日に認可。	保障措置室
99			計量管理規定の変更の認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和3年4月16日付けで、東北電力株式会社から、組織改正等に伴う女川原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年6月1日に認可。	保障措置室
100			計量管理規定の変更の承認について(国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所)	○令和3年4月27日付けで、国立大学法人東京工業大学から、事業所名称の変更等に伴う科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所(目黒区)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年6月3日に承認。	保障措置室

101	計量管理規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター)	○令和3年4月9日付け(令和3年5月14日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、組織改正等に伴う人形峠環境技術センター(鏡野町)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年6月15日に認可。	保障措置室
102	計量管理規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和3年5月27日付けで、関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う美浜発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、法令改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年6月25日に認可。	保障措置室
103	計量管理規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和3年5月27日付けで、関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う高浜発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、法令改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年6月25日に認可。	保障措置室
104	計量管理規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和3年5月27日付けで、関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正等に伴う大飯発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、法令改正等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年6月25日に認可。	保障措置室
105	計量管理規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター大湊施設)	○令和3年5月19日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、組織改正に伴う青森研究開発センター大湊施設(むつ市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年6月25日に認可。	保障措置室

106	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事 こと。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和元年12月2日付け(令和2年9月16日付け、令和3年1月15日付け、令和3年3月22日付け及び令和3年4月1日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、減容処理設備の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、廃棄物の性状に応じた減容処理がなされること、減容処理後の廃棄物は、収納した容器の表面線量率に応じた適切な保管がなされること、減容処理建屋内は粉じんの散逸が可能な限り抑制されること、作業員の被ばく低減のための措置が講じられること等を確認。</p> <p>○令和3年4月6日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
-----	---------------------------------------	---	-------------------------	--	---------------------

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
107	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射線発生装置の使用許可申請について (東近江市蒲生医療センター)	○令和3年1月28日付けで、東近江市から蒲生医療センター(東近江市)における放射線発生装置(直線加速器1台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年4月8日に許可。	放射線規制部門
108			放射線発生装置の使用許可申請について (株式会社IHIエアロスペース富岡事業所)	○令和3年2月1日付けで、株式会社IHIエアロスペースから富岡事業所(富岡市)における放射線発生装置(直線加速器1台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年4月8日に許可。	放射線規制部門
109			放射線発生装置の使用許可申請について (住重アテックス株式会社岡山工場)	○令和2年8月7日付けで、住重アテックス株式会社から岡山工場(倉敷市)における放射線発生装置(サイクロロン1台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年4月14日に許可。	放射線規制部門
110		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (日本メジフィジックス株式会社千葉工場)	○令和2年11月4日付けで、日本メジフィジックス株式会社から千葉工場(袖ヶ浦市)において、放射線発生装置(サイクロロン)4台のうち1台を直線加速器へ更新し、しゃへいを追加する等変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年4月7日に許可。	放射線規制部門
111			放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (一般財団法人慈山会医学研究所付属坪井病院)	○令和2年12月28日付けで、一般財団法人慈山会医学研究所から付属坪井病院(郡山市)において、診療用の放射線発生装置(直線加速器)既設1台に加え、増築棟に1台設置する変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年4月8日に許可。	放射線規制部門

112	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (住重アテックス株式会社)	○令和2年7月20日付けで、住重アテックス株式会社から同本社(西条市)において放射線発生装置(サイクロロン)を1台追加して6台にすること及び既設の放射線発生装置の使用の方法の変更等について変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年4月14日に許可。	放射線規制部門
113	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (十和田市立中央病院)	○令和3年2月12日付けで、十和田市から十和田市立中央病院(十和田市)において、放射線発生装置の1台を更新するとともに性能を変更し、それに伴い遮蔽材を追加する変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年5月10日に許可。	放射線規制部門
114	放射性同位元素の許可使用に係る変更許可申請について (積水メディカル株式会社創薬支援センター)	○令和2年3月17日付け(令和3年4月12日付け一部補正)で、積水メディカル株式会社から創薬支援センター(東海村)において、施設の老朽化及び業務見直しのため使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の一部を廃止し、新たに貯蔵施設を設置する等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、貯蔵施設の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年5月21日に許可。	放射線規制部門
115	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (大強度陽子加速器施設(J-PARC))	○令和2年10月5日(令和3年3月15日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構から大強度陽子加速器施設(J-PARC)(東海村)において、素粒子研究のため、放射線発生装置を使用した実験装置を新設、変更し、それに伴い遮蔽材を追加する変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年6月9日に許可。	放射線規制部門